

いしかわ教育総合研究所 運営規程

第1章 総則

(定義)

第1条 この規程は、石川県教職員組合（略称石川県教組）規約第44条にもとづいて設置される、いしかわ教育総合研究所（略称いしかわ教育総研）の運営について定めるものである。

(住所)

第2条 いしかわ教育総研の事務所を金沢市香林坊1丁目2番40号石川県教育会館内に置く。

(目的)

第3条 いしかわ教育総研は、日本国憲法・子どもの権利条約にもとづく民主教育の確立に寄与するため、石川県の教育課題を中心に理論的、実践的研究および調査活動を行い、その成果をふまえ県民的視点にたった政策の提言と、情報の提供を行う。

(事業)

第4条 いしかわ教育総研は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

2. 民主教育の確立と発展に関する調査・研究・情報発信
3. 学校における教育諸活動に資するための調査・研究・情報発信
4. 教育課題・教育財政に関する調査・研究・情報発信
5. 2～4項にもとづく県民的視野にたった政策の提言
6. その他、いしかわ教育総研の目的を達成するために必要な事業

第2章 役職員

(役職員)

第5条 いしかわ教育総研に次の役職員を置く。

所長	1人
事務局長	1人
事務局次長	1人

2. 所長は、いしかわ教育総研を代表する。所長には、学識経験者をあてる。所長は、運営委員長が運営委員会の議を経て委嘱する。所長の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
3. 事務局長は、研究組織、研究計画、研究について企画し、事務局業務全般および会計を統括する。事務局長は、運営委員長が運営委員会の議を経て委嘱する。
4. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局業務全般の推進にあたる。事務局次長は、石川県教組本部専従執行委員をあてる。

第3章 機関等

(機関および会議)

第6条 いしかわ教育総研には、次の機関および会議を置く。

2. 総会
3. 運営委員会
4. 事務局会
5. 部会

(総会)

第7条 総会は、所長、事務局長、事務局次長、部会長、事務局長、事務局次長、石川県教組本部専従執行委員および各支部執行委員長で構成する。

2. 総会は、毎年1回、運営委員長が招集する。

3. 総会は、いしかわ教育総研の研究組織、研究計画、研究および会計について運営委員会の提案を受け、協議し承認する。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、所長、事務局長、事務局次長、部会事務局長、石川県教組本部専従執行委員で構成する。

2. 運営委員長は、石川県教組執行委員長があたり、いしかわ教育総研の業務を統括する。

3. 運営委員会は、いしかわ教育総研の研究組織、研究計画、研究および会計について決定し、総会に提案する。

4. 運営委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(事務局会)

第9条 事務局会は、所長、事務局長、事務局次長、部会事務局長、部会事務局次長で構成する。事務局会は、部会事務局とともに、業務を執行する。

(部会)

第10条 部会には、部会長、部会事務局長、部会事務局次長、事務局員、研究員を置く。

2. 部会長は、部会を主宰する。

3. 部会長および部会事務局長、部会事務局次長、事務局員、研究員は運営委員会の議を経て、運営委員長が委嘱する。

第4章 会計

(会計)

第11条 いしかわ教育総研の運営にかかる経費は、石川県教組特別会計より支出する。会計に関する規程は石川県教組会計規程および会計監査規程を準用する。

第5章 その他 附則

第12条 運営委員、役職員に欠員が生じた場合、その後任者の任期は前任者の残余期間とする。

第13条 この規程に定めるもののほか、いしかわ教育総研の運営に必要な事項は、運営委員会で定める。

第14条 いしかわ教育総研は活動経過を、毎年1回石川県教組の県委員会に報告し承認を得る。

第15条 この規程の改廃は、石川県教組の県委員会の承認事項とする。

第16条 この規程は2013年5月1日から施行する。

2014年4月26日 一部改正